に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の１に相当する額及び符号ANの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。符号 C_n、符号 F、符号 G、符号 H、符号 I、符号 J_n、符号 L_n、符号 N_n、符号 P_n、符号 R_n、符号 S_n、符号 T_n、符号 U_n、符号 V_n、符号 W_n、符号 X_n、符号 Z_n、符号 AA_n、符号 AE_n、符号 AG_n、符号 AI_n、符号 AL_n、符号AN及び符号AOにおいて同じ。

C_n　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」又は「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業に区分された地方債」という。）、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため、平成18年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業以外の下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分（「下水道事業広域化・共同化推進

に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の１に相当する額及び符号AHの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。符号 C_n、符号 F、符号 G、符号 H、符号 I、符号 J_n、符号 L_n、符号 N_n、符号 P_n、符号 R_n、符号 S_n、符号 T_n、符号 V_n、符号 W_n、符号 AA_n、符号 AC_n、符号 AF_n、符号AH及び符号AIにおいて同じ。

C_n　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」又は「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業に区分された地方債」という。）、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため、平成18年度から令和３年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業以外の下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分（「下水道事業広域化・共同化推進